

町田市学校給食費のご案内

町田市の学校給食

学校給食は成長期にある児童・生徒に栄養バランスのとれた安全・安心な食事を提供することにより、心身の健全な発達を促すことを目的とする教育活動として位置づけられています。町田市の学校給食は、学校内の調理室において手作りで調理し、食材の風味や旨みを引き出し、素材の味をいかしながら、安全な給食の提供を心掛けています。また、季節ごとに収穫される市内産の野菜や国産食材を積極的に給食に使用して、子どもたちの食体験の充実を図っています。衛生面や食材の安全対策を徹底して「安全・安心・おいしい給食」の提供を心掛けています。

町田市の学校給食費

町田市では、全員給食を実施している市立小・中学校の学校給食費を市が管理しています。学校給食は保護者の皆様の給食費によって提供されています。適切な学校給食の運営にご協力をお願いいたします。

学校給食費に関する手続き・通知の流れ

保護者の皆様が行う手続き

町田市が保護者の皆様に送付する通知

給食の提供の申込み

全員

給食の提供を受ける受けないに関わらず**全員申込み**してください。【手続き方法】オンライン

口座振替の申込み

全員

町田市立小学校に入学予定の児童の皆様は、**全員申込み**してください。

【手続き方法】オンラインまたは金融機関へ提出

学校給食費納入通知書

全員

町田市から、年間の学校給食費の金額を記載した通知を送付します。（5月中旬）

学校給食費変更通知書（仮精算）

該当者のみ

町田市が仮精算を行い、追加で学校給食費のお支払いがある方に通知を送付します。（2月中旬）

学校給食費精算通知書

該当者のみ

町田市が年度末に精算を行い、期毎の学校給食費が変更となった方に通知を送付します。返金や追加でのお支払いが発生することがあります。（4月下旬）

入学前

入学後
(卒業までの各年度)

学校給食費について

学校給食費は、年度当初に計画した各学校の給食実施予定回数に基づき、年間の給食費を決定します。決定した給食費を各月の給食予定回数に合わせて「9期」に分け、お支払いをいただきます。給食実施回数が増加した場合は、2月に調整（仮精算）をし、9期分と合算してお支払いいただきます。最終的に年度末に給食実施回数の増減を調整（精算）をします。

学校給食費は、「学校給食申込書兼辞退届出書」の「申請者（保護者）」欄でご指定いただいた方にお支払いいただきます。お支払いいただく金額は、学校・学年・月によって異なります。

1. 学校給食費の金額

学校給食の運営にかかる経費は、法令の規定により学校設置者（市）と保護者のそれぞれが負担することになっています。町田市ではその中でも「食材費」を学校給食費として保護者負担とさせていただきます。

保護者の皆様にご負担いただく金額は下表「保護者負担額」のとおりです。本来の学校給食費（食材費）は「1食単価」とおりですが、2024年度は「1食単価」と「保護者負担額」の差額は国の交付金を充て、保護者負担の軽減を予定図ります。

学校	学年	1食単価	保護者負担額
小学校	低学年（1・2年生）	245円	230円
	中学年（3・4年生）	275円	245円
	高学年（5・6年生）	300円	265円
中学校（全員給食の学校）	全学年	330円	310円

※1か月の給食費の金額：1か月の給食予定回数 × 保護者負担額

2. 支払方法

「口座振替」でお支払いいただきます。なお、口座振替にかかる手数料は町田市が負担します。やむを得ず口座振替ができない場合は、「納付書」でのお支払いとなります。

3. 納期限

以下の予定で口座振替を実施しますので、納期限の前日までに口座への入金を忘れずをお願いします。この日に残高不足等により口座振替が実施できない場合は「督促状」が送付されます。

1期		2期		3期		4期		5期		6期		7期		8期		9期	
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分						
5月末日		6月末日	7月末日	9月末日		10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日							

●口座振替日が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日に実施します。

●口座振替は各納期限に1回のみ行います。

★2024年度学校給食費口座振替例（小学校低学年（単価230円）の例です。）

期	1期		2期		3期		4期		合計
対象月	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分			
給食予定回数	11回	18回	21回	12回	1回	19回	...		185回
各月給食費	2,530円	4,140円	4,830円	2,760円	230円	4,370円	...		42,550円
口座引落金額	6,670円		4,830円	2,760円	4,600円				-
口座振替日	5月31日		7月1日	7月31日		9月30日			

多子世帯給食費無償化について

1. 多子世帯給食費無償化の概要

子育て支援策の一環として多子世帯の経済的負担を軽減するため、町田市立小・中学校に通う第2子以降の児童・生徒の学校給食費を無償化します。

2. 実施期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

3. 無償化対象者

同一世帯で町田市立小・中学校に在籍する児童・生徒のうち、年長の児童・生徒から数えて二番目以降が無償化の対象です。

【条件】

- ① 同一世帯内で町田市立小・中学校に2人以上在籍していること。
- ② 町田市立小中学校に在籍しているお子さまのうち、最年長のお子さまを第1子として、第2子以降のお子さまであること。
- ③ 第2子以降のお子さまが給食提供を受けていること。
(中学生については、選択制ランチボックス方式による給食も対象になりますが、事前に給食の予約をしていただく必要があります。)
- ④ 第2子以降のお子さまが生活保護・就学援助等により、給食に係る支援を受けていないこと。

パターン1：町田市立小・中学校に3人在籍している場合



パターン2：町田市立小・中学校に2人在籍している場合



注) 町田市立小・中学校以外の国都私立小・中学校等に在籍する児童・生徒は人数を数える際の対象外となります。

4. 手続き

該当の方に申請等していただくことは予定していません。(ただし、世帯分離をされている場合に本制度の適用を受ける際には、手続きが必要となります。)

5. 対象者への通知

年間の学校給食費の金額を記載した「学校給食費納入通知書」を全児童生徒に送付します。多子無償化対象者は、その通知に対象者であることを記載します。年度当初から在籍の方は5月、途中転入の方は随時、送付します。

このしおりは、学校給食費について転入前に全員の方が必要な情報のみを載せています。その他の情報は以下の項目ごとにホームページに記載していますので、ご確認ください。

【ホームページ】

まちだ子育てサイト <https://kosodate-machida.tokyo.jp/index.html>

(検索方法) 年齢からさがす > 小・中学生 > 学校給食費について



ホームページはこちら↑

学校給食費の各種手続き

以下の変更がある場合は、手続きが必要です。詳細はホームページをご確認ください。

1. 申込内容を変更する
 - (1) 喫食状況を変更する
 - (2) 転校をする
 - (3) 引越をする (学校は変更しない)
 - (4) 児童生徒情報を変更する
 - (5) 申請者 (保護者) 情報を変更する
2. 口座振替に利用していた口座または口座名義を変更する。

学校給食費の減額

学校給食費が減額される場合は、以下のとおりです。条件によっていつから減額されるか、どのように減額されるかが変わります。詳細はホームページをご確認ください。

1. 病気、事故等により連続して3日以上連続で欠食する場合、申出日の3日目以降を減額
2. 食物アレルギー等
 - ※食物アレルギーにより、給食の対応が必要な場合は必ずホームページをご確認の上、通学予定の栄養士に相談してください。
3. 学級閉鎖等による欠食
4. 天災・不測の事態で給食室が利用できない等により、学校給食を実施しなかった場合

生活保護費・就学援助費・就学奨励費 (I・II段階) の支給を受ける場合

入学後に生活保護費・就学援助費・就学奨励費 (認定区分Ⅲを除く) の支給を受ける方の学校給食費は、保健給食課が担当部署 (生活援護課・学務課) に直接請求します。そのため、支給を受けている間は、支払いの必要はありません。

また、入学前に「入学準備金」の支給を受けていた方は、入学後4月～6月の間は「暫定認定」として判断し、「支払猶予」期間として保護者に学校給食費の請求はいたしません。7月の就学援助費・就学奨励費の「認定結果」により「不認定」または申請忘れ・書類不備等で「認定とならなかった」場合、7月から保護者にお支払いいただきます。その際、遡って4月～6月分もお支払いいただきます。詳細はホームページをご確認ください。

問い合わせ先

町田市 保健給食課 (給食費公会計担当) 市役所10階1003窓口

住所: 〒194-8520 町田市森野2-2-22

電話: 042-724-2177 FAX: 050-3161-8681